

懲罰特別委員会決定報告書

平成30年11月13日

長野市議会議長 小林 治晴 様

長野市議会懲罰特別委員会
委員長 小林 義直

小泉一真議員に懲罰を科すことを求める動議について、下記のとおり報告
します。

記

1 懲罰事由の有無

懲罰を科すべき事実があったと認める。

2 懲罰の種類

別紙戒告文（案）による戒告

戒告文（案）

小泉 一真議員は、平成30年9月25日の本会議において、請願第18号議員等特別職の飲食に費消された公費の補填を求める千曲衛生施設組合あて意見書の提出を求める請願の委員長報告に対する反対討論の発言中、議員に対し無礼の言辞を用い議会の体面を汚したことは、議員の職分にかんがみ誠に遺憾である。

よって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。